**資料１**

令和５年度

柏市社会福祉法人等指導監査結果

　●　社会福祉法人の指導監査の結果　････････････１ページ

　●　高齢者施設の指導監査の結果　･･････････････６ページ

　　・　老人福祉施設への指導監査

　　・　介護サービス事業所への実地指導

　　・　有料老人ホームへの立入検査

　●　障害者・障害児施設の指導監査の結果･･･････１８ページ

　　・　障害者支援施設への指導監査

　　 ・　障害福祉サービス事業所等，障害児通所支援事業所等への実地指導

　●　保育施設等の指導監査の結果･･･････････････２６ページ

・　児童福祉施設等への指導監査

　　・　幼稚園（特定教育・保育施設）への指導監査

　　・　居宅訪問型事業者への指導監督

　　・　特定子ども・子育て支援施設への指導監査

●　社会事業授産施設の指導監査の結果･･････････３９ページ

　　・　社会事業授産施設への指導監査

柏市　福祉部　指導監査課

**社会福祉法人の指導監査の結果**

**１　根拠**

　　社会福祉法第５６条及び第７０条

**２　目的**

　　社会福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき，適正な法人運営を図る目的で実施します。

**３　実施体制**

　　指導監査課が行います。

**４　実施方法**

　(1) 一般監査

　　　関係法令等に基づく周期により，指導監査課職員が社会福祉法人に出向いて実施

　　します。

　(2) 特別監査

　　　一般監査によって重大な問題が認められた社会福祉法人や，不祥事の発生した社会福祉法人を対象に，改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

**５　一般監査の周期**

　　３年に１回。ただし，一定の要件（会計監査人等により監査等の支援を受けている場合等）に該当する場合は，４年に１回又は５年に１回に周期を延長することができます。

**６　評価基準**

　(1) 文書指摘

　　　法令・通知違反がある場合，前回の指導監査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い，概ね６０日以内の期限を付して改善報告を求めます。また，提出された改善報告では改善が認められないと判断される場合は，改善が図られるまで継続して指導を行います。

　(2) 口頭指摘

　　　軽微な法令・通知違反がある場合，改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知違反がある場合に行います。口頭指摘であることを明示した上で文書による通知を行い，改善状況を次回の指導監査等で確認します。

　(3) 助言

　　　法令・通知違反ではありませんが，社会福祉法人の運営の向上に資すると考えられる事項がある場合に行います。指導監査のヒアリング等の中で助言します。

**７　重点指導事項**

　(1) 適正な法人運営の確保

　　ア　評議員会，理事会の運営

　　イ　評議員，役員の選任・解任

　　ウ　登記

　　エ　評議員，役員の職務，権限等

　　オ　情報の公表

　　カ　地域における公益的な取組み

　(2) 適正な会計管理の確保

　　ア　経理事務の適正な執行

　　イ　決算処理

　　ウ　資金管理

　　エ　契約等事務の執行

　　オ　資産管理

**８　一般監査の実施状況**

　　令和５年度は，所轄する２４法人のうち７法人に対して，法人運営及び会計管理について実地監査を実施しました。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人が実施する  施設・事業 | 対象数 | 計画数 | 実施数 | 増減 |
| 老人福祉施設・事業のみ | 8（８） | 2（3） | 2（3） | 0（0） |
| 障害福祉施設・事業のみ | 6（６） | 2（2） | 2（2） | 0（0） |
| 児童福祉施設・事業のみ | 6（６） | 1（4） | 1（4） | 0（0） |
| 複数分野の施設・事業 | 3（３） | 1（1） | 1（1） | 0（0） |
| 社会福祉協議会 | 1（１） | 1（0） | 1（0） | 0（0） |
| 計 | 24（24） | 7（10） | 7（10） | 0（0） |

※　対象数，計画数は令和５年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

**９　法人運営に係る指摘状況**

　(1) 件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | 法人数 | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 文書指摘 | 24（6） | 4（6） | 3（4） | 7（10） |
| 口頭指摘 | 13（13） | 6（5） | 1（5） | 7（10） |
| 計 | 37（19） |  |  |  |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

　(2) 内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点指導事項 | | 主な指摘内容 |
| 項目 | 件数 |
| 評議員会，理事会の運営 | 15 | ・理事全員の同意により決議の省略が行われた理事会の議事録を作成すること。  ・評議員会の招集通知を期限までに評議員に発出すること。 |
| 評議員，役員の選任・解任 | 11 | ・評議員は，実際に評議員会に出席できる者を選任すること。  ・評議員及び役員の選任に当たり，全ての候補者を対象に，欠格事由に該当しないか，各評議員又は各役員と特殊の関係にないかについて確認すること。 |
| 登記 | 5 | ・登記事項（資産の総額を除く）について変更が生じた場合，二週間以内に変更登記をすること。 |
| 評議員，役員の職務，権限等 | 0 |  |
| 情報の公表 | 0 |  |
| 地域における公益的な取組 | 0 |  |
| 重点指導事項計 | 31 |  |
| その他  　※　重点指導事項以外で主なものを記載しています | 6 | 【その他（法令・通知・内規違反）】  ・役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について，国等他団体の俸給表等を準用する場合，準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置付け，支給基準と一体のものとして定めること。  ・実施していない事業は，定款第１条から削除すること。 |
| 合計 | 37 |  |

※　下線のものは，文書指摘

**１０　会計管理に係る指摘状況**

　(1) 件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | 法人数 | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 文書指摘 | 4（3） | 3（3） | 4（7） | 7（10） |
| 口頭指摘 | 46（49） | 6（10） | 1（0） | 7（10） |
| 計 | 50（52） |  |  |  |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

　(2) 内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点指導事項 | | 主な指摘内容 |
| 項目 | 件数 |
| 経理事務の適正な執行 | 25 | ・会計責任者は経理規程に定めるとおり会計処理の確認をすること。  ・当初予算に変更が生じる場合には，経理規程に定める補正予算を作成し，事前に理事会の同意を得た上で執行すること。 |
| 決算処理 | 6 | ・計算書類の勘定科目は，社会福祉法人会計基準に定めるものを用いること。  ・貸借対照表の現金勘定がマイナスとならないようにすること。 |
| 資金管理 | 2 | ・会計責任者は，現金の残高確認の報告を受けること。  ・いかなる人も，預貯金通帳と金融機関取引印を同時に単独では使用できない管理体制とすること。 |
| 契約等事務の執行 | 9 | ・高額契約に際しては，複数の業者から見積書を徴し，比較検討した上で契約を結ぶこと。  ・随意契約を行うときは，合理的な理由を記録に残すこと。 |
| 資産管理 | 8 | ・基本財産以外の固定資産の減少については，事前に理事長の承認を得ること。  ・固定資産管理者は，固定資産現在高報告書を作成し，会計責任者へ報告すること。 |
| 重点指導事項計 | 50 |  |
| その他  　※　重点指導事項以外で主なものを記載しています | 0 |  |
| 合計 | 50 |  |

※　下線のものは，文書指摘

**１１　法人運営及び会計管理に係る指摘の合計数**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | 法人数 | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 文書指摘 | 28（9） | 4（7） | 3（3） | 7（10） |
| 口頭指摘 | 59（62） | 6（10） | 1（0） | 7（10） |
| 計 | 87（71） |  |  |  |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

**高齢者施設の指導監査の結果**

|  |
| --- |
| 老人福祉施設への指導監査 |

**１　根拠**

老人福祉法第１８条

**２　目的**

　　社会福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき，円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に実施します。

**３　実施体制**

　　指導監査課が行います。

**４　実施方法**

　(1) 一般監査

　　　関係法令等に基づく周期により，指導監査課職員が施設に出向いて実施します。

　(2) 特別監査

　　　一般監査によって重大な問題が認められた施設や，不祥事の発生した施設を対象に，改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

　　　また，死亡事故等の重大事故（死亡事故，意識不明となる事態等の重大な事故をいいます。）が発生した場合又は利用者等の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合は重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含みます。）に実施します。

**５　一般監査の周期**

　　３年に１回

**６　評価基準**

　(1) 文書指摘

　　　法令・通知違反がある場合，前回の指導監査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い，概ね６０日以内の期限を付して改善報告を求めます。また，提出された改善報告では改善が認められないと判断される場合は，改善が図られるまで継続して指導を行います。

　(2) 口頭指摘

　　　軽微な法令・通知違反がある場合，改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知違反がある場合に行います。口頭指摘であることを明示した上で文書による通知を行い，改善状況を次回の指導監査等で確認します。

　(3) 助言

　　　法令・通知違反ではありませんが，社会福祉施設の運営の向上に資すると考えられる事項がある場合に行います。指導監査のヒアリング等の中で助言します。

**７　重点指導事項**

　(1) 社会福祉施設の共通重点指導事項

　　ア 適正な施設運営の確保

　　　・諸規程の整備

　　　　諸規程が整備され，それに基づいた取扱いがなされているか確認します。

　　　・職員の人事管理

　　　　職員の給与（時間外勤務手当等の手当を含む。）が，就業規則，給与規程等に基づいて適正に支給されているか，給与台帳や出勤簿が備えられているか確認します。また，給与の官民格差を改善するための補助金が適正に活用されているか，職員の採用・退職・昇給・昇格等が労働基準法等関係法令，就業規則，給与規程等に基づいて公平・公正に行われているとともに，職員の資質の向上を目的とした研修の機会が確保されているかも確認します。

　　　・職員の要件

　　　　職員配置基準に基づく人員が確保されているか確認します。

　　　・防災対策の取組み

　　　　自力で避難することができない利用者に主眼を置き，日頃の防災体制の確立，有効な避難訓練の実施，地域住民，消防機関等との連携協力体制の確保等，各種の災害に備えた防災対策に万全を期しているか確認します。

　　　　特に，日頃からの地震発生時を想定した対策や，施設の立地条件等を勘案した水害等に対しても十分な対策が講じられているか，さらに地域の防災拠点として，また災害救助法に基づく福祉避難所として緊急避難的措置としての要援護者の受入体制の整備に努めているか確認します。

　　　・事故の未然防止及び発生時の対応

　　　　事故を未然に防止するため，普段から利用者の行動を十分把握し，ヒヤリハット事例の収集・分析に積極的に取り組んでいるか確認します。

　　　　また，事故発生時の対応方法をあらかじめ定め，必要に応じて事故原因を解明し，再発防止策をとっているかも確認します。

　　イ 適切な入所者等処遇の確保

　　 ・感染症の予防対策等

　　　　ノロウイルス，インフルエンザ，レジオネラ症等の感染症や食中毒に対し，日頃から適切な予防対策を講じているか確認します。

　　 ・苦情処理体制の整備

　　　　利用者に苦情処理体制を周知をしているか確認します。利用者やその家族等からの苦情・相談に誠意を持って対応するとともに，第三者評価や外部監査を積極的に活用し，客観的な評価に基づいて，良質かつ安全・安心な福祉サービスを提供しているか確認します。

　　 ・健康管理・衛生管理の徹底

　　　　利用者の定期的な健康診断，衛生管理が適切に講じられているか確認します。

　(2) 新規設置施設に対する重点指導事項

　　　少子高齢化に伴い，新設の老人福祉施設が増加していることから，新規設置施設については重点的に指導監査を行い，法人や施設の安定的な運営とともに，利用者へのサービスの向上を図っていきます。

　(3) 個別重点指導事項

ア　虐待の防止

　　イ　利用者預り金の管理

　　ウ　誤嚥による死亡事故の防止

**８　一般監査の実施状況**

　　令和５年度は，所管する３１施設のうち１０施設に対して，施設運営及び入所者処遇について実地監査を実施しました。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設の種別 | 対象数 | 実地監査 | | |
| 計画数 | 実施数 | 差引 |
| 特別養護老人ホーム | 26  （24） | 10  （4） | 10  （1） | 0  （-3） |
| 養護老人ホーム | 1  （1） | 0  （0） | 0  （0） | 0  （0） |
| ケアハウス | 4  （4） | 0  （0） | 0  （0） | 0  （0） |
| 計 | 31  （29） | 10  （4） | 10  （1） | 0  （-3） |

※　対象数，計画数は令和５年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

**９　施設運営に係る指摘状況**

　(1) 件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | 施設数 | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 文書指摘 | 21（4） | 10（1） | 0（0） | 10（1） |
| 口頭指摘 | 13（0） | 10（0） | 0（0） | 10（0） |
| 計 | 34（4） |  |  |  |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの（実地監査）

(2) 内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点指導事項 | | 主な指摘内容 |
| 項目 | 件数 |
| 諸規程の整備 | 0 | なし |
| 職員の人事管理 | 0 | なし |
| 職員の要件 | 6 | ・介護支援専門員の配置について，柏市への届出状況と相違があるため，変更届を提出すること。 |
| 防災対策の取組み | 3 | ・事業所の立地における災害のリスクをハザードマップ等により確認し，必要に応じて非常災害対策計画に反映させること。 |
| 事故の未然防止及び発生時の対応 | 5 | ・サービス提供中の事故であって，事故報告に係る基準に該当する場合は，指導監査課に事故報告書を提出すること。 |
| 利用者預り金の管理 | 3 | ・預り金について，年1回以上，預り金管理に関与しない者によって内部監査を受け，その記録を残すこと。 |
| 重点指導事項計 | 17 |  |
| その他  　※　重点指導事項以外で主なものを記載しています | 17 | ・ハラスメント防止について，ハラスメントを行ってはいけない旨の指針を明確化し，従業員に周知，啓発すること。また，相談・苦情に対応する窓口・担当者を定める等，相談に応じ適切に対応するための必要な体制を整備すること。 |
| 合計 | 34 |  |

※　下線のものは，文書指摘

**１０　入所者処遇に係る指摘状況**

　(1) 件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | 施設数 | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 文書指摘 | 9（0） | 6（0） | 4（1） | 10（1） |
| 口頭指摘 | 7（0） | 5（0） | 5（1） | 10（1） |
| 計 | 16（0） |  |  |  |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの（実地監査）

(2) 内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点指導事項 | | 主な指摘内容 |
| 項目 | 件数 |
| 感染症の予防対策等 | 1 | ・感染症対策委員会の結果について，介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。 |
| 苦情処理体制の整備 | 5 | ・事業所の見やすい場所に，苦情の相談窓口，苦情処理の体制及び手順等の内容を掲示すること。 |
| 健康管理・衛生管理の徹底 | 1 | ・循環型浴槽について，１週間に一回以上ろ過器を逆流・消毒していることがわかるよう記録を残すこと。 |
| 虐待の防止 | 7 | ・身体的拘束適正化委員会を３月に１回以上開催すること。  ・身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年２回及び新規採用時）に実施すること。 |
| 誤嚥による死亡事故の防止 | 0 | なし |
| 重点指導事項計 | 14 |  |
| その他  　※　重点指導事項以外で主なものを記載しています | 2 |  |
| 合計 | 16 |  |

※　下線のものは，文書指摘

**１１　施設運営及び入所者処遇に係る指摘の合計数**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | 施設数 | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 文書指摘 | 30（4） | 10（1） | 0（0） | 10（1） |
| 口頭指摘 | 20（0） | 10（0） | 0（0） | 10（0） |
| 計 | 50（4） |  |  |  |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの（実地監査）

**１２　特別監査の実施状況**

　　令和５年度は，施設への特別監査の実施はありませんでした。

|  |  |
| --- | --- |
| 特別監査の種別 | 施設数 |
| 特別監査（立入検査） | 0（0） |
| - |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

|  |
| --- |
| 介護サービス事業所への実地指導等 |

**１　根拠**

　(1) 介護保険法第２３条

　(2) 柏市介護保険施設等指導監査要綱

　(3) 柏市介護保険施設等監査要領

**２　目的**

　　介護給付費対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に実施するものです。指導は，利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において，介護保険施設及び事業者の支援を基本として行います。

**３　実施体制**

　　介護老人保健施設については，保健所関係各課と指導監査課が合同で実施し，衛生管理等は保健所関係各課が，人員基準，設備基準，運営基準及び介護報酬の請求は指導監査課が行います。

　　その他の事業所については，指導監査課が行います。

**４　実施方法**

　(1) 実地指導

　　　事業所を訪問し，実地において記録等を確認して，サービスの質の向上を目的とした指導を行います。実地指導は定期的に実施しますが，前年度に指摘事項があり，改善が認められないと判断される場合は，今年度も継続して行います。

　(2) 監査等

　　　苦情及び通報等によって基準違反及び不正請求が疑われる場合に，必要に応じて実施します。

**５　定期の実地指導の周期**

　　６年に１回

**６　評価基準**

　(1) 要改善事項（報告を要する文書指摘）

　　　法令・通知違反又は不適正があり，早急に是正・改善を要する場合に行います。文書による通知を行い，期限を付して改善報告を求めます。

　(2) 通知事項（報告を要さない文書指摘）

　　　軽微な法令・通知違反又は不適正があり，次回の実地指導等で改善結果が確認できる場合に行います。文書で通知を行います。

　(3) 口頭指導

　　　事業の適切な運営確保又は不適切な運営の未然防止を図るため特に指導が必要な場合に行います。実地指導当日に口頭で改善を指示します。

　(4) 助言指導

　　　改善することでサービスの質の向上につながると認められる場合に行います。実地指導当日に口頭で助言します。

　(5) 好事例

　　　サービスの質の維持・向上に資すると認められる事項について，実地指導当日に紹介し，継続的な取組みを奨励します。

**７　重点指導事項**

　(1) 虐待の防止

　(2) 事故の未然防止及び発生時の対応

　(3) 不正請求の防止（加算要件の確認）

**８　実地指導の実施状況**

　　令和５年度は，所管する１,１０８事業所（サービス単位）に対して，実地指導を１６１事業所（サービス単位）実施しました。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービスの種別 | 対象数 | 計画数 | 実施数 | 差引 |
| 訪問介護・訪問介護相当サービス・訪問型サービスA | 267（259） | 30（24） | 30（9） | 0（-15） |
| （介護予防）訪問入浴介護 | 11（11） | 1（1） | 1（0） | 0（-1） |
| （介護予防）訪問看護 | 99（87） | 14（8） | 12（4） | -2（-4） |
| （介護予防）訪問リハビリテーション | 6（2） | 4（0） | 4（0） | 0（0） |
| 通所介護・通所介護相当サービス | 182（178） | 27（29） | 27（10） | 0（-19） |
| （介護予防）通所リハビリテーション | 18（16） | 4（2） | 4（0） | 0（-2） |
| （介護予防）短期入所生活介護 | 46（44） | 13（4） | 13（2） | 0（-2） |
| （介護予防）短期入所療養介護 | 19（19） | 6（4） | 6（0） | 0（-4） |
| （介護予防）特定施設入居者生活介護 | 20（20） | 2（2） | 2（0） | 0（-2） |
| （介護予防）福祉用具貸与 | 54（56） | 4（2） | 4（2） | 0（0） |
| （介護予防）特定福祉用具販売 | 53（55） | 4（2） | 4（2） | 0（0） |
| 居宅介護支援 | 122（124） | 18（16） | 18（6） | 0（-10） |
| 介護予防支援 | 12（12） | 0（0） | 0（0） | 0（0） |
| 介護予防ケアマネジメント | 12（12） | 0（0） | 0（0） | 0（0） |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 4（4） | 0（0） | 0（0） | 0（0） |
| 夜間対応型訪問介護 | 1（1） | 0（0） | 0（0） | 0（0） |
| 地域密着型通所介護 | 67（62） | 7（6） | 8（3） | 1（-3） |
| （介護予防）認知症対応型通所介護 | 4（5） | 2（1） | 2（0） | 0（-1） |
| （介護予防）小規模多機能型居宅介護 | 18（18） | 2（2） | 2（0） | 0（-2） |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 1（1） | 0（0） | 0（0） | 0（0） |
| （介護予防）認知症対応型共同生活介護 | 56（54） | 11（7） | 11（0） | 0（-7） |
| （地域密着型）介護老人福祉施設 | 26（24） | 10（4） | 10（1） | 0（-3） |
| 介護老人保健施設 | 9（9） | 2（1） | 2（0） | 0（-1） |
| 介護医療院 | 1（1） | 1（1） | 1（0） | 0（-1） |
| 医療みなし | ＊ | 0（0） | 0（0） | 0（0） |
| 計 | 1,108  (1,074） | 162  （116） | 161  （39） | -1  （-77） |

＊　「医療みなし」は，対象数の計に含めない。

※　対象数，計画数は令和５年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

**９　実地指導の指摘状況**

　(1) 件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | 事業所数（サービス単位） | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 要改善事項 | 26（10） | 27（13） | 134（26） | 161（39） |
| 通知事項 | 166（28） | 130（22） | 31（17） | 161（39） |
| 計 | 192（38） |  |  |  |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

　(2) 内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点指導事項 | | 主な指摘内容 |
| 項目 | 件数 |
| 虐待の防止 | 10 | ・やむを得ず身体的拘束を行う場合は，身体的拘束等の適正化のための指針に基づき，身体的拘束等適正化委員会において協議し，利用者又はその家族に対し身体拘束に関する説明書をもって同意を得ること。 |
| 事故の未然防止及び発生時の対応 | 14 | ・サービス提供中の事故であって，事故報告に係る基準に該当する場合は，指導監査課に事故報告書を提出すること。  ・事故発生時の対応について，その原因を解明し，再発を防ぐための対策を講じること。 |
| 不正請求の防止（加算要件の確認） | 41 | ・個別機能訓練加算の算定に当たり，利用者の居宅を訪問し，利用者の居宅での生活状況を確認していることを適切に記録に残すこと。  ・サービス提供体制強化加算の算定に当たり，算定要件に係る記録を適切に行うこと。 |
| 重点指導事項計 | 65 |  |
| その他  　※　重点指導事項以外で主なものを記載しています | 127 | 【運営基準に関する指摘】  ・ハラスメント防止について，ハラスメントを行ってはいけない旨の指針を明確化し，従業員に周知，啓発すること。  ・日用品費及び教養娯楽費について一律に徴収を行わないこと。 |
| 合計 | 192 |  |

※　下線のものは，要改善事項

**１０　監査等の実施状況**

　　令和５年度は，監査は実施しませんでした。

|  |  |
| --- | --- |
| 監査等の種別 | 事業所数 |
| 監査（立入検査，出頭報告の求め） | 0（7） |
| ・訪問介護及び訪問介護相当サービス0（5）  ・通所介護及び通所介護相当サービス0（1）  ・居宅介護支援0（1） |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

**１１　集団指導の実施状況**

　　令和５年度は，新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み，会場での集団指導は実施せず，市ホームページでの動画配信（１２月２０日～）及び資料掲載により実施しました。

|  |
| --- |
| 有料老人ホームへの立入検査 |

**１　根拠**

　(1) 老人福祉法第２９条

　(2) 柏市有料老人ホーム設置運営指導要綱

　(3) 柏市有料老人ホーム設置運営指導指針

**２　目的**

　　老人福祉法及び柏市有料老人ホーム設置運営指導指針等の規定に照らして，改善を要すると認められる事項について必要な助言，指導等を行うことにより，施設の適正な運営及び入居者等に対するサービスの質の向上を図ることを目的とします。

**３　実施体制**

　　指導監査課が行います。有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については，住宅政策課と指導監査課が合同で行う場合があります。

**４　実施方法**

　　職員が有料老人ホームに出向き，施設内を巡視し，老人福祉法施行規則（昭和３８年厚生省令第２８号）第２０条の６に定める帳簿（入居者が負担する費用の受領の記録等）等を確認します。

**５　定期の立入検査の周期**

　　３年に１回

**６　評価基準**

(1) 要改善事項

　　　法令・通知等違反がある場合，前回の立入検査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い，概ね６０日以内の期限を付して改善報告を求めます。

　(2) 通知事項

　　　軽微な法令・通知等違反がある場合，改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知等違反がある場合に行います。口頭指摘であることを明示した上で文書による通知を行い，改善状況を次回の立入検査等で確認します。

　(3) 助言

　　　法令・通知等違反ではありませんが，施設の運営等の向上に資すると考えられる事項がある場合に行います。立入検査のヒアリング等の中で行います。

**７　重点指導事項**

　(1) 業務継続計画の策定等

　(2) 入居者預り金の管理

　(3) 虐待の防止

　(4) 情報開示

**８　実施状況**

　　令和５年度は，所管する８０ホームに対して，立入検査を２９ホームで実施しました。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ホームの種別 | 対象数 | 計画数 | 実施数 | 差引 |
| 有料老人ホーム | 37（35） | 17（14） | 17（14） | 0（0） |
| 有料老人ホームに該当する  サービス付き高齢者向け住宅 | 43（42） | 13（13） | 12（16） | -1（3） |
| 計 | 80（77） | 30（27） | 29（30） | -1（3） |

※　対象数，計画数は令和５年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

**９　指摘状況**

　(1) 件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | ホーム数 | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 要改善事項 | 5（9） | 4（8） | 25（22） | 29（30） |
| 通知事項 | 74（80） | 25（22） | 4（8） | 29（30） |
| 計 | 79（89） |  |  |  |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

　(2) 内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点指導事項 | | 主な指摘内容 |
| 項目 | 件数 |
| 業務継続計画の策定等 | 12 | ・職員に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。  ・定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。 |
| 入居者預り金の管理 | 3 | ・設置者が入居者の金銭等を管理する場合は，依頼又は承諾を書面で確認すること。  ・本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等で定めること。 |
| 虐待の防止 | 5 | ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し，その結果について，職員に周知徹底を図ること。  ・身体的拘束等の適正化のために対策を検討する委員会を三月に一回以上開催し，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 |
| 情報開示 | 16 | ・立入検査の結果通知を入居者等の閲覧に供すること。  ・管理規程について，一般に閲覧できる状態にしておくこと。 |
| 重点指導事項計 | 36 |  |
| その他  　※　重点指導事項以外で主なものを記載しています | 43 | 【衛生管理等】  ・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催し，その結果について，職員に周知徹底を図ること。  【利用料等】  ・更新料の請求を行わないこと  ・受領する前払金が，受領が禁止されている権利金等に該当していないことを入居契約書等に明示し，入居契約に際し，入居者に対して説明すること。 |
| 合計 | 79 |  |

※　下線のものは，要改善事項

**障害者・障害児施設の指導監査の結果**

|  |
| --- |
| 障害者支援施設への指導監査 |

**１　根拠**

　　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第４８条

**２　目的**

　　社会福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき，円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に実施します。

**３　実施体制**

　　指導監査課が行います。

**４　実施方法**

　(1) 一般監査

　　　関係法令等に基づく周期により，指導監査課職員が施設に出向いて実施します。

　(2) 特別監査

　　　一般監査によって重大な問題が認められた施設や，不祥事の発生した施設を対象に，改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

　　　また，死亡事故等の重大事故（死亡事故，意識不明となる事態等の重大な事故をいいます。）が発生した場合又は利用者等の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合は重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含みます。）に実施します。

**5　一般監査の周期**

　　１年に１回

**6　評価基準**

　(1) 文書指摘

　　　法令・通知違反がある場合，前回の指導監査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い，概ね６０日以内の期限を付して改善報告を求めます。また，提出された改善報告では改善が認められないと判断される場合は，改善が図られるまで継続して指導を行います。

　(2) 口頭指摘

　　　軽微な法令・通知違反がある場合，改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知違反がある場合に行います。口頭指摘であることを明示した上で文書による通知を行い，改善状況を次回の指導監査等で確認します。

　(3) 助言

　　　法令・通知違反ではありませんが，社会福祉施設の運営の向上に資すると考えられる事項がある場合に行います。指導監査のヒアリング等の中で助言します。

**７　重点指導事項**

　(1) 社会福祉施設の共通重点指導事項

　　ア 適正な施設運営の確保

　　　・諸規程の整備

　　　　諸規程が整備され，それに基づいた取扱いがなされているか確認します。

　　　・職員の人事管理

　　　　職員の給与（時間外勤務手当等の手当を含む。）が，就業規則，給与規程等に基づいて適正に支給されているか，給与台帳や出勤簿が備えられているか確認します。また，給与の官民格差を改善するための補助金が適正に活用されているか，職員の採用・退職・昇給・昇格等が労働基準法等関係法令，就業規則，給与規程等に基づいて公平・公正に行われているとともに，職員の資質の向上を目的とした研修の機会が確保されているかも確認します。

　　　・職員の要件

　　　　職員配置基準に基づく人員が確保されているか確認します。

　　　・防災対策の取組み

　　　　自力で避難することができない利用者に主眼を置き，日頃の防災体制の確立，有効な避難訓練の実施，地域住民，消防機関等との連携協力体制の確保等，各種の災害に備えた防災対策に万全を期しているか確認します。

　　　　特に，日頃からの地震発生時を想定した対策や，施設の立地条件等を勘案した水害等に対しても十分な対策が講じられているか，さらに地域の防災拠点として，また災害救助法に基づく福祉避難所として緊急避難的措置としての要援護者の受入体制の整備に努めているか確認します。

　　　・事故の未然防止及び発生時の対応

　　　　事故を未然に防止するため，普段から利用者の行動を十分把握し，ヒヤリハット事例の収集・分析に積極的に取り組んでいるか確認します。

　　　　また，事故発生時の対応方法をあらかじめ定め，必要に応じて事故原因を解明し，再発防止策をとっているかも確認します。

　　イ 適切な入所者等処遇の確保

　　 ・感染症の予防対策等

　　　　ノロウイルス，インフルエンザ，レジオネラ症等の感染症や食中毒に対し，日頃から適切な予防対策を講じているか確認します。

　　 ・苦情処理体制の整備

　　　　利用者に苦情処理体制を周知をしているか確認します。利用者やその家族等からの苦情・相談に誠意を持って対応するとともに，第三者評価や外部監査を積極的に活用し，客観的な評価に基づいて，良質かつ安全・安心な福祉サービスを提供しているか確認します。

　　 ・健康管理・衛生管理の徹底

　　　　利用者の定期的な健康診断，衛生管理が適切に講じられているか確認します。

　(2) 個別重点指導事項

　　ア　各種必要書類の整備

　　イ　虐待防止に対する体制の整備

**８　一般監査の実施状況**

　　令和５年度は，所管する２施設のうち１施設に対して，施設運営及び入所者処遇について実地監査を実施しました。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設の種別 | 対象数 | 計画数 | 実施数 | 差引 |
| 障害者支援施設 | ２（2） | 1（0） | １（1） | ０（1） |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

**９　施設運営に係る指摘状況**

　(1) 件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | 施設数 | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 文書指摘 | 2（0） | 1（0） | 0（0） | 1（0） |
| 口頭指摘 | 7（2） | 1（1） | 0（0） | 1（1） |
| 計 | 9（2） |  |  |  |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

　(2) 内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点指導事項 | | 主な指摘内容 |
| 項目 | 件数 |
| 諸規程の整備 | 0 |  |
| 職員の人事管理 | 0 |  |
| 職員の要件 | 0 |  |
| 防災対策の取組み | 0 |  |
| 事故の未然防止及び発生時の対応 | 0 |  |
| 各種必要書類の整備 | 0 |  |
| 虐待防止に対する体制の整備 | 1 |  |
| 重点指導事項計 | 1 |  |
| その他  　※　重点指導事項以外で主なものを記載しています | 8 | ・行政手続き代行料を受領しないこと。  ・サービス提供記録について，利用者確認を得ること。 |
| 合計 | 9 |  |

※　下線のものは，文書指摘

**１０　入所者処遇に係る指摘状況**

　(1) 件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | 施設数 | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 文書指摘 | 0（0） | 0（0） | 0（0） | 0（0） |
| 口頭指摘 | 0（0） | 0（0） | 0（0） | 0（0） |
| 計 | 0（0） |  |  |  |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

　(2) 内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点指導事項 | | 主な指摘内容 |
| 項目 | 件数 |
| 感染症の予防対策等 | 0 |  |
| 苦情処理体制の整備 | 0 |  |
| 健康管理・衛生管理の徹底 | 0 |  |
| 重点指導事項計 | 0 |  |
| その他  　※　重点指導事項以外で主なものを記載しています | 0 |  |
| 合計 | 0 |  |

※　下線のものは，文書指摘

**１１　施設運営及び入所者処遇に係る指摘の合計数**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | 施設数 | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 文書指摘 | 2（0） | 1（0） | 0（0） | 0（0） |
| 口頭指摘 | 7（2） | 1（1） | 0（0） | 0（1） |
| 計 | 9（2） |  |  |  |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

|  |
| --- |
| 障害福祉サービス事業所等，障害児通所支援事業所等への実地指導等 |

**１　根拠**

　(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第１０条第１項

　(2) 柏市指定障害福祉サービス事業者等指導要領

　(3) 柏市指定障害福祉サービス事業者等監査要領

　(4) 児童福祉法第２４条の３４

　(5) 児童福祉法第２１条の５の２２

　(6) 柏市指定障害児通所支援サービス事業者等指導要領

　(7) 柏市指定障害児通所支援サービス事業者等監査要領

**２　目的**

　　指導は，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等に関する事項及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等に関する事項について周知徹底させ，指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援サービス事業者等（以下，事業所と略）が守るべき基準及び留意事項について質問検査をもって指導することにより，自立支援給付対象サービス等及び指定施設支援の質の確保並びに自立支援給付の適正化を図ることを目的とします。

**３　実施体制**

　　指導監査課が行います。

**４　実施方法**

　(1) 実地指導

　　　指導対象となる事業所を決定したときは，あらかじめ２か月前までに実地指導を実施する旨を通知します。

　　　実地指導の通知を受けた事業所は，資料として，別に定めるサービスごとの指導調書を実地指導実施日の１か月前までに提出します。

　　　市職員は，指導対象とした事業所に赴き，提出された指導調書をもとに，関係書類を閲覧し，関係者への面談方式で実地指導を行います。

　(2) 監査

　　　次に該当する場合に行います。

　　ア　実地指導により文書指摘を行った場合で，改善報告書の提出があったにもかかわらず，その後自主的な改善が図られないとき

　　イ　著しい運営基準違反が確認され，利用者及び入所者の生命又は身体の安全に危険を及ぼすおそれがあるとき

　　ウ　自立支援給付に係る費用の請求に誤りがあり，その内容が著しく不正な請求と認められるとき

**５　定期の実地指導の周期**

　　３年に１回

**６　評価基準**

(1) 文書事項（報告を要する事項）

　　　法令，通知違反又は不適正があり，改善を要する場合に行います。文書による通知を行い，期限を付して改善報告を求めます。

　(2) 口頭事項（報告を要さない事項）

　　　軽微な法令・通知違反又は不適正があり，次回の実地指導等で改善結果が確認できる場合に行います。文書で通知を行います。

　(3) 留意事項（実地指導時の講評のみ）

　　　法令・通知違反ではありませんが，積極的に改善する意思が認められる場合，今後の取組みを要望する場合に行います。実地指導当日に講評のみ行います。

**７　重点指導事項**

　(1) 各種必要書類の整備状況

　(2) 虐待防止に対する体制の整備状況

　(3) 加算要件を満たすための記録

　(4) １日の利用定員の遵守

　(5) 個別支援計画の作成状況

　(6) 身体拘束の適正化措置の実施状況

**8　新規設置施設に対する重点指導事項**

　　年々増加する新規設置施設については優先的に実地指導を行うこととし，法人や施設の安定的な運営とともに，利用者へのサービスの向上を図っていきます。

**9　実地指導の実施状況**

　　令和５年度は，所管する５５７サービスに対して，実地指導を１８５サービス実施しました。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サービスの種別 | 対象数 | 計画数 | 実施数 | 差引 |
| 居宅介護 | 94（83） | 16（33） | 24（27） | 8（-6） |
| 重度訪問介護 | 69（64） | 10（25） | 17（19） | 7（-6） |
| 同行援護 | 29（25） | 6（9） | 9（8） | 3（-1） |
| 行動援護 | 6（5） | 3（2） | 3（2） | 0（0） |
| 療養介護 | 1（1） | 0（1） | 0（1） | 0（0） |
| 生活介護 | 36（33） | 8（7） | 8（6） | 0（-1） |
| 自立訓練（生活訓練） | 4（3） | 3（2） | 3（0） | 0（-2） |
| 自立訓練（宿泊型） | 1（1） | 0（0） | 0（0） | 0（0） |
| 就労移行支援 | 16（13） | 3（3） | 2（3） | -1（0） |
| 就労定着支援 | 8（8） | 0（1） | 0（1） | 0（0） |
| 就労継続支援Ａ型 | 8（4） | 5（1） | 5（1） | 0（0） |
| 就労継続支援Ｂ型 | 30（28） | 6（7） | 6（5） | 0（-2） |
| 短期入所 | 23（19） | 6（6） | 6（5） | 0（-1） |
| 共同生活援助 | 45（40） | 18（18） | 17（13） | -1（-5） |
| 施設入所支援 | 2（2） | 0（0） | 1（0） | 1（0） |
| 特定相談支援 | 36（34） | 12（10） | 14（7） | 2（-3） |
| 一般相談支援 | 13（13） | 2（1） | 2（0） | 0（-1） |
| 児童発達支援 | 51（41） | 29（30） | 29（14） | 0（-16） |
| 放課後等デイサービス | 68（64） | 33（37） | 32（16） | -1（-21） |
| 保育所等訪問支援 | 13（12） | 5（7） | 6（4） | 1（-3） |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 3（3） | 1（1） | 1（1） | 0（0） |
| 医療型児童発達支援 | 1（1） | 0（0） | 0（0） | 0（0） |
| 計 | 557（497） | 166（201） | 185（133） | 19（-68） |

※　対象数，計画数は令和５年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

**１０　実地指導の指摘状況**

　(1) 件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | 事業所数 | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 文書指摘 | 129（42） | 46（25） | 80（51） | 126（76） |
| 口頭指摘 | 433（214） | 112（66） | 14（10） | 126（76） |
| 計 | 562（256） |  |  |  |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

　(2) 内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点指導事項 | | 主な指摘内容 |
| 項目 | 件数 |
| 各種必要書類の整備 | 35 | ・利用相談受付簿の未整備  ・苦情，事故発生時の記録様式の未整備 |
| 身体拘束に対する体制の整備 | 94 | ・身体拘束適正化研修の未受講  ・身体拘束適正化委員会の未開催  ・身体拘束適正化に係る指針の未作成  ・身体拘束適正化委員会の記録の未周知 |
| 虐待防止に対する体制の整備 | 85 | ・虐待防止研修の未受講  ・虐待防止委員会の未開催  ・運営規程の未改正（義務化を念頭とした虐待防止条項の修正…「努めるものとする」→「する」） |
| 加算要件を満たすための記録の確認 | 44 | ・欠席時対応加算算定に係る相談援助記録の未作成  ・医療連携加算算定に係る重度化した際の対応指針の未交付 |
| 重点指導事項計 | 258 |  |
| その他  　※　重点指導事項以外で主なもの | 304 | ・給付費入金前の代理受領通知  ・個別支援計画作成時の従業者会議録の不足  ・障害福祉サービス受給者証の写しの未保管 |
| 合計 | 562 |  |

※　下線のものは，文書指摘

**１１　監査等の実施状況**

　　令和５年度は，基準違反疑義により，3事業所への特別監査を実施しました。

　　特別監査の結果行った行政指導，改善勧告ならびに行政処分の件数については，令和４年度からの継続案件を含んでいます。

|  |  |
| --- | --- |
| 監査等の種別 | 事業所数 |
| 監査（立入検査） | 4(5) |
| 共同生活援助，児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援 |
| 行政指導ならびに改善勧告実施件数 | 6(0) |
| 居宅介護，重度訪問介護，同行援護，生活介護，共同生活援助，児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援 |
| 行政処分実施件数（指定取消し） | 2(0) |
| 児童発達支援，放課後等デイサービス |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

**12　集団指導の実施状況**

　　令和５年度は，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から，会場での集団指導は実施せず，集団指導の資料を柏市ホームページに掲載しました。

**保育施設等の指導監査の結果**

|  |
| --- |
| 児童福祉施設等への指導監査 |

**１　根拠**

　(1) 児童福祉法第４６条及び第３４条の１７

　(2) 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１９条

　(3) 子ども・子育て支援法第１４条及び第５６条

**２　目的**

　　社会福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき，円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に実施します。

**３　実施体制**

　　指導監査課と保育運営課合同で実施します。

**４　実施方法**

　(1) 一般監査（一般立入調査）

　　　関係法令等に基づく周期により，指導監査課・保育運営課職員が施設に出向いて実

　　施します。

　(2) 特別監査（特別立入調査）

　　　一般監査によって重大な問題が認められた施設や，不祥事の発生した施設を対象に，改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

　　　また，死亡事故等の重大事故（死亡事故，意識不明となる事態等の重大な事故をいいます。）が発生した場合又は利用者等の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合は重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含みます。）に実施します。

**５　一般監査の周期**

　　１年に１回

**６　評価基準**

　(1) 文書指摘

　　　法令・通知違反がある場合，前回の指導監査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い，概ね６０日以内の期限を付して改善報告を求めます。また，提出された改善報告では改善が認められないと判断される場合は，改善が図られるまで継続して指導を行います。

　(2) 口頭指摘

　　　軽微な法令・通知違反がある場合，改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知違反がある場合に行います。口頭指摘であることを明示した上で文書による通知を行い，改善状況を次回の指導監査等で確認します。

　(3) 助言

　　　法令・通知違反ではありませんが，社会福祉施設の運営の向上に資すると考えられる事項がある場合に行います。指導監査のヒアリング等の中で助言します。

**７　重点指導事項**

　(1) 社会福祉施設の共通重点指導事項

　　ア 適正な施設運営の確保

　　　・諸規程の整備

　　　　諸規程が整備され，それに基づいた取扱いがなされているか確認します。

　　　・職員の人事管理

　　　　職員の給与（時間外勤務手当等の手当を含む。）が，就業規則，給与規程等に基づいて適正に支給されているか，給与台帳や出勤簿が備えられているか確認します。また，給与の官民格差を改善するための補助金が適正に活用されているか，職員の採用・退職・昇給・昇格等が労働基準法等関係法令，就業規則，給与規程等に基づいて公平・公正に行われているとともに，職員の資質の向上を目的とした研修の機会が確保されているかも確認します。

　　　・職員の要件

　　　　職員配置基準に基づく人員が確保されているか確認します。

　　　・防災対策の取組み

　　　　自力で避難することができない利用者に主眼を置き，日頃の防災体制の確立，有効な避難訓練の実施，地域住民，消防機関等との連携協力体制の確保等，各種の災害に備えた防災対策に万全を期しているか確認します。

　　　　特に，日頃からの地震発生時を想定した対策や，施設の立地条件等を勘案した水害等に対しても十分な対策が講じられているか，さらに地域の防災拠点として，また災害救助法に基づく福祉避難所として緊急避難的措置としての要援護者の受入体制の整備に努めているか確認します。

　　　・事故の未然防止及び発生時の対応

　　　　事故を未然に防止するため，普段から利用者の行動を十分把握し，ヒヤリハット事例の収集・分析に積極的に取り組んでいるか確認します。

　　　　また，事故発生時の対応方法をあらかじめ定め，必要に応じて事故原因を解明し，再発防止策をとっているかも確認します。

　　イ 適切な入所者等処遇の確保

　　 ・感染症の予防対策等

　　　　ノロウイルス，インフルエンザ，レジオネラ症等の感染症や食中毒に対し，日頃から適切な予防対策を講じているか確認します。

　　 ・苦情処理体制の整備

　　　　利用者に苦情処理体制を周知をしているか確認します。利用者やその家族等からの苦情・相談に誠意を持って対応するとともに，第三者評価や外部監査を積極的に活用し，客観的な評価に基づいて，良質かつ安全・安心な福祉サービスを提供しているか確認します。

　　 ・健康管理・衛生管理の徹底

　　　　利用者の定期的な健康診断，衛生管理が適切に講じられているか確認します。

　(2) 新規設置施設に対する重点指導事項

　　　保育ニーズの増加に伴い，児童福祉施設が増加していることから，新規設置施設については重点的に指導監査を行い，法人や施設の安定的な運営とともに，利用者へのサービスの向上を図っていきます。

　(3) 個別重点指導事項

　　ア　認可・認定施設に係る事項

　　　　・子どもの安全な環境の確保と健全な育ちの支援

　　　　・職員処遇の充実

　　　　・経理事務及び決算事務の適正な執行

　　イ　認可外施設に係る事項

　　　　・保育に従事する者の有資格者の数

　　　　・安全計画

　　　　・保育に従事する者の保育姿勢等

　　　　・乳幼児突然死症候群の予防

　　　　・給食の調理・提供

**８　一般監査の実施状況**

　　令和５年度は，所管する１５９施設のうち１５７施設に対して，施設運営及び利用者処遇について実地監査を実施しました。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 認可等 | 施設の種別 | 対象数 | 計画数 | 実施数 | 差引 |
| 認可  ・  認定 | 保育所 | 77（74） | 77（74） | 77（74） | 0（0） |
| 小規模保育事業 | 17（15） | 17（15） | 17（15） | 0（0） |
| 幼保連携型認定こども園 | 16（15） | 16（15） | 16（15） | 0（0） |
| 幼稚園型認定こども園 | 2（2） | 2（2） | 2（2） | 0（0） |
| 認可外 | その他保育所 | 12（13） | 12（11） | 10（13） | ‐2（2） |
| 家庭的保育事業 | 1（1） | 1（0） | 1（1） | 0（1） |
| 事業所内保育事業 | 20（20） | 20（20） | 20（20） | 0（0） |
| 企業主導型保育事業 | 14（15） | 14（15） | 14（15） | 0（0） |
| 認可認定　小計 | | 112（106） | 112（106） | 112（106） | 0（0） |
| 認可外　　小計 | | 47（49） | 47（46） | 45（49） | -2（3） |
| 計 | | 159（155） | 159（152） | 157（155） | -2（3） |

※　対象数，計画数は令和５年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

**９　施設運営に係る指摘状況**

　(1) 件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | 施設数 | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 文書指摘 | 127（100） | 77（68） | 80（87） | 157（155） |
| 口頭指摘 | 196（143） | 100（78） | 57（77） | 157（155） |
| 計 | 323（243） |  |  |  |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

　(2) 内容

　　ア　認可・認定施設に対する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （共通）重点指導事項 | | 主な指摘内容 |
| 項目 | 件数 |
| 諸規程の整備 | 9 | ・運営規程と重要事項説明書の記載内容は一致させること。 |
| 職員の人事管理 | 0 |  |
| 職員の要件 | 27 | ・配置基準に基づく必要な保育士等を配置すること。  ・全ての保育時間について，施設長を含まず，最低２名以上保育士等を配置すること。 |
| 防災対策の取組み | 27 | ・消防設備点検で指摘された事項については，速やかに改善の措置をとること。  ・避難訓練及び消火訓練は少なくとも毎月1回実施し，記録に残すこと。 |
| 事故の未然防止及び発生時の対応 | 36 | ・乳幼児突然死症候群対策として，０歳クラスについては５分おき，１歳クラスについて１０分おきに確認を行うとともに，確認の実施内容について記録を残すこと。  ・睡眠時中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察し，触るなど個別に確認すること。 |
| 子どもの安全な環境の確保と健全な育ちの支援 | 108 | ・安全計画に基づく取組内容について，保護者に周知を行うこと。  ・保育室内の特に高さのある備品について，転倒防止の対策を行うこと。 |
| 職員処遇の充実 | 0 |  |
| 経理事務及び決算事務の適正な執行 | 7 | ・実費徴収の項目は，運営基準条例第１３条第４項に定める費用とすること。  ・経理通知に則り適切な会計処理を行うこと。 |
| 重点指導事項計 | 214 |  |
| その他  　※　重点指導事項以外で主なものを記載しています | 46 | 【自己評価】  ・自ら提供する教育・保育の質の評価を行い，常にその改善を図っていること。 |
| 合計 | 260 |  |

※　下線のものは，文書指摘

　　イ　認可外施設に対する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （共通）重点指導事項 | | 主な指摘内容 |
| 項目 | 件数 |
| 諸規程の整備 | 0 |  |
| 職員の人事管理 | 1 | ・職員の資格を証明する書類（写）を保管すること。 |
| 職員の要件 | 5 | ・常時，保育に従事する者は複数配置されていること。 |
| 防災対策の取組み | 17 | ・消火訓練を毎月実施し，その記録を残すこと。  ・災害時に備え，緊急時の対応の具体的内容，手順及び職員の役割分担等が記された計画を策定すること。 |
| 事故の未然防止及び発生時の対応 | 28 | ・保育室内の棚について，置いてある物が落下する危険性があるため，落下防止策を講じること。  ・アレルギー児について，医師の診断に基づく生活管理指導表等を適切に取得すること。 |
| 保育に従事する者の有資格者の数 | 1 | ・保育従事者数の必要数の概ね３分の１以上は，「保育士」又は「看護師」の資格を有するものを配置すること。 |
| 安全計画 | 0 |  |
| 乳幼児突然死症候群の予防 | 3 | ・乳幼児突然死症候群への対応として，０歳児は５分，１歳児は１０分間隔での，呼吸等のチェックを行い，記録に残すこと。 |
| 重点指導事項計 | 55 |  |
| その他  　※　重点指導事項以外で主なものを記載しています | 8 | 【調理室の区画】  ・調理機能（ポット，電子レンジ）を有するスペースにおいて，ベビーゲート等を用いて区画すること。 |
| 合計 | 63 |  |

※　下線のものは，文書指摘

**１０　利用者処遇に係る指摘状況**

　(1) 件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | 施設数 | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 文書指摘 | 59（32） | 47（22） | 110（133） | 157（155） |
| 口頭指摘 | 169（61） | 91（42） | 66（113） | 157（155） |
| 計 | 228（93） |  |  |  |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

　(2) 内容

　　ア　認可・認定施設に対する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （共通）重点指導事項 | | 主な指摘内容 |
| 項目 | 件数 |
| 感染症の予防対策等 | 0 |  |
| 苦情処理体制の整備 | 69 | ・苦情受付窓口及び解決の手順を常時確認できる状態で，施設内に掲示すること。なお，苦情窓口の情報は，担当者・責任者・第三者委員の名前及び連絡先を掲示すること。  ・重要事項説明書において，苦情窓口の第三者委員の連絡先について記載すること。 |
| 健康管理・衛生管理の徹底 | 57 | ・入園時健康診断の実施が必要な児に対しては漏れのないように実施すること。  ・医薬品等を定期的に点検し，有効期限を過ぎたものは廃棄し適正に管理・使用すること。 |
| 重点指導事項計 | 126 |  |
| その他  　※　重点指導事項以外で主なものを記載しています | 41 | 【児童の処遇計画】  ・支援を要するこどもの保育について，家庭や関係機関と連携した支援のための計画を作成し，適切な対応を図ること。  ・3歳未満児については，一人一人の子どもの生育歴，心身の発達，活動の実態等に即して，個別的な計画を作成すること。 |
| 合計 | 167 |  |

※　下線のものは，文書指摘

　　イ　認可外施設に対する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （共通）重点指導事項 | | 主な指摘内容 |
| 項目 | 件数 |
| 感染症の予防対策等 | 0 |  |
| 苦情処理体制の整備 | 3 | ・施設内に掲示している施設概要について，「利用者からの苦情を受け付ける担当職員」の連絡先を記載すること。 |
| 健康管理・衛生管理の徹底 | 38 | ・園に常備されている医薬品（消毒薬）について，使用期限切れのものがある。買い替え等を行い，適切に医療品を備えること。  ・加熱調理後，中心温度の測定をしていないため，中心温度を測定し，７５℃１分以上加熱したことを確認すること。 |
| 保育に従事する者の保育姿勢等 | 10 | ・施設内研修の実施や外部研修の受講により保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図ること。また，その記録を残すこと。  ・乳幼児の生活リズムに沿ったカリキュラム（保育計画）を作成すること。 |
| 給食の調理・提供 | 3 | ・事前に献立表を準備すること。  ・献立に従った調理を適切に行うこと。 |
| 重点指導事項計 | 54 |  |
| その他  　※　重点指導事項以外で主なものを記載しています | 7 | 【サービス利用者に対する契約内容の書面交付】  ・利用者が見やすい場所に必要項目を掲示すること。 |
| 合計 | 61 |  |

※　下線のものは，文書指摘

**１１　施設運営及び利用者処遇に係る指摘の合計数**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | 施設数 | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 文書指摘 | 186（132） | 90（71） | 67（84） | 157（155） |
| 口頭指摘 | 365（204） | 94（92） | 63（63） | 157（155） |
| 計 | 551（336） |  |  |  |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

**１２　監査等の実施状況**

　　令和５年度は，基準違反疑義により，２事業所への特別監査を実施しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 監査等の種別 | 事業所数 |
| 監査（立入検査） | 2(0) |
| 保育所，小規模保育事業 |
| 行政指導ならびに改善勧告実施件数 | 3(1) |
| 保育所，小規模保育事業 |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

|  |
| --- |
| 幼稚園（特定教育・保育施設）への指導監査 |

**１　根拠**

　　子ども・子育て支援法第１４条・第３８条

**２　目的**

　　特定教育・保育等の質の確保並びに施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的としています。

**３　実施体制**

　　指導監査課と保育運営課合同で実施します。

**４　実施方法**

　　実地指導により行います。

**５　一般監査の周期**

　　１年に１回

**６　評価基準**

　(1) 文書事項（報告を要する事項）

　　　法令，通知違反又は不適正があり，改善を要する場合に行います。文書による通知を行い，期限を付して改善報告を求めます。

　(2) 口頭事項（報告を要さない事項）

　　　軽微な法令・通知違反又は不適正があり，次回の指導監査等で改善結果が確認できる場合に行います。文書で通知を行います。

　(3) 留意事項（指導監査時の講評のみ）

　　　法令・通知違反ではありませんが，積極的に改善する意思が認められる場合，今後の取組みを要望する場合に行います。指導監査当日に講評のみ行います。

**7　指導監査事項**

　(1) 利用定員に関する基準

　(2) 運営に関する基準

　　ア　内容及び手続きの説明及び同意

　　イ　応諾義務・選考

　　ウ　小学校との連携，教育・保育の提供，評価，質の向上

　　エ　利用者負担の徴収

　　オ　事故防止及び事故発生時の対応，再発防止

　　カ　利用定員の順守

　　キ　地域との連携

　　ク　会計の区分

　　ケ　各種記録（職員，設備及び会計，教育・保育の提供計画等）の整備

　(3) 給付に関する事項

**8　一般監査の実施状況**

　　令和５年度は，所管する３施設に対して，施設運営及び利用者処遇について実地監査を実施しました。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設の種別 | 対象数 | 計画数 | 実施数 | 差引 |
| 幼稚園（新制度移行園） | 3（2） | 3（2） | 3（2） | 0（0） |

※　対象数，計画数は令和５年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

**9　一般監査の指摘状況**

　(1) 件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | 施設数 | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 文書指摘 | １（1） | １（1） | ２（1） | ３（2） |
| 口頭指摘 | ７（2） | ２（1） | １（1） | ３（2） |
| 計 | ８（3） |  |  |  |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

　(2) 内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点指導事項 | | 主な指摘内容 |
| 項目 | 件数 |
| 利用定員に関する基準 | 0 |  |
| 内容及び手続きの説明及び同意 | 2 | ・利用者が見やすい場所に重要事項説明書を掲示すること。  ・園則（運営規程）に定める事項に不足がある。運営基準条例第２０条に定める事項全てについて定めること。 |
| 応諾義務・選考 | 0 |  |
| 小学校との連携，教育・保育の提供，評価，質の向上 | 1 | ・自ら提供する教育・保育の質の評価を行い，常にその改善を図ること。 |
| 利用者負担の徴収 | 0 |  |
| 事故防止及び事故発生時の対応，再発防止 | 4 | ・学校安全計画を策定すること。  ・棚等をステップとしてよじ登ることができる腰高窓について，転落防止の措置を講じること。 |
| 利用定員の順守 | 0 |  |
| 地域との連携 | 0 |  |
| 会計の区分 | 0 |  |
| 各種記録（職員，設備及び会計，教育・保育の提供計画等）の整備 | 0 |  |
| 給付に関する事項 | 0 |  |
| 感染症の予防対策等 | 0 |  |
| 苦情処理体制の整備 | 0 |  |
| 健康管理・衛生管理の徹底 | 0 |  |
| 安全な給食の提供 | 0 |  |
| 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 | 0 |  |
| その他 | 1 | ・避難訓練は，実施したのち記録をつけること。 |
| 合計 | 8 |  |

※　下線のものは，文書指摘

|  |
| --- |
| 居宅訪問型事業者への指導監督 |

**１　根拠**

　　児童福祉法第５９条第１項

**２　目的**

　　適正な保育内容及び保育環境の確保を図ることを目的としています。

**３　実施体制**

　　指導監査課が実施します。

**４　実施方法**

　　一定の場所に集めて講習を実施

**５　定期の集団指導の周期**

　　１年に１回

**６　集団指導の実施状況**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象区分 | 対象数 | 計画数 | 実施数 | 差引 |
| 複数の保育士を有する事業所 | 1（1） | 1（1） | 0（1） | ‐1（0） |
| 個人 | 26（26） | 26（26） | 10（26） | ‐16（0） |
| 計 | 27（27） | 27（27） | 10（27） | ‐17（0） |

※　対象数，計画数は令和５年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

|  |
| --- |
| 特定子ども・子育て支援施設への指導監査 |

**１　根拠**

　　子ども・子育て支援法第３０条の３（第１４条準用）

**２　目的**

　　施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的に行います。

**３　実施体制**

　　指導監査課が行います。

**４　実施方法**

　(1) 実地指導

　　　児童福祉施設等への指導監査と併せて実施

　(2) 集団指導

　　　新たに対象となった施設について，書面において実施

**５　定期の実地指導の周期**

　　６年に１回

**６　評価基準**

(1) 文書事項（報告を要する事項）

　　　法令，通知違反又は不適正があり，改善を要する場合に行います。文書による通知を行い，期限を付して改善報告を求めます。

　(2) 口頭事項（報告を要さない事項）

　　　軽微な法令・通知違反又は不適正があり，次回の指導監査等で改善結果が確認できる場合に行います。文書で通知を行います。

　(3) 留意事項（指導監査時の講評のみ）

　　　法令・通知違反ではありませんが，積極的に改善する意思が認められる場合，今後の取組みを要望する場合に行います。指導監査当日に講評のみ行います。

**７　実地指導の実施状況**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象区分 | 対象数 | 計画数 | 実施数 | 差引 |
| 幼稚園（新制度未移行園） | 17（19） | ４（0） | 3（0） | -1（0） |
| 預かり保育事業 | 20（18） | 1（18） | 3（18） | 2（0） |
| 一時預かり事業 | 21（22） | 1（16） | 4（16） | 3（0） |
| 認可外保育施設 | 13（14） | 5（11） | 4（13） | -1（2） |
| 事業所内保育施設 | 20（20） | 3（20） | 0（20） | -3（0） |
| 病児保育事業 | 2 (2） | 1（2） | 1 （2） | 0（0） |
| 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 1（1） | １（0） | 0（0） | -1（0） |
| 計 | 94（96） | 16（67） | 15（69） | -1（2） |

※　対象数，計画数は令和５年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

※　複数の事業にまたがる事業者は，上位の項目で計上

**８　実地指導の指摘状況**

　(1) 件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | 施設数 | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 文書指摘 | 0（1） | 0（1） | 15（66） | 15（67） |
| 口頭指摘 | 3（1） | 3（1） | 12（66） | 15（67） |
| 計 | 3（2） |  |  |  |

　(2) 内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 件数 | 主な指摘内容 |
| 支援の提供，記録と費用の受領 | 3 | ・特定費用の額の支払を保護者から受ける時は，あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得ること。なお，他の費用と一括で説明する際は，特定費用の額について区分し説明すること。 |

**９　集団指導の実施状況**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象区分 | 対象数 | 計画数 | 実施数 | 差引 |
| 幼稚園（新制度未移行園） | 0（19） | 0（19） | 0（19） | 0（0） |
| 預かり保育事業 | 0（18） | 0（18） | 0（18） | 0（0） |
| 一時預かり事業 | 0（22） | 0（16） | 0（16） | 0（0） |
| 認可外保育施設 | 1（14） | 1（12） | 0（12） | -1（0） |
| 事業所内保育施設 | 0（20） | 0（20） | 0（20） | 0（0） |
| 病児保育事業 | 0（2） | 0（2） | 0（2） | 0（0） |
| 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 0（1） | 0（1） | 0（1） | 0（0） |
| 計 | 1（96） | 1（88） | 0（88） | -1（0） |

※　対象数，計画数は令和５年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

※　複数の事業にまたがる事業者は，上位の項目で計上

**社会事業授産施設の指導監査の結果**

|  |
| --- |
| 社会事業授産施設への指導監査 |

**１　根拠**

　　社会福祉法第７０条

**２　目的**

　　社会福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき，円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に実施します。

**３　実施体制**

　　指導監査課が行います。

**４　実施方法**

　(1) 一般監査

　　　関係法令等に基づく周期により，指導監査課職員が施設に出向いて実施します。

　(2) 特別監査

　　　一般監査によって重大な問題が認められた施設や，不祥事の発生した施設を対象に，改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

　　　また，死亡事故等の重大事故（死亡事故，意識不明となる事態等の重大な事故をいいます。）が発生した場合又は利用者等の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合は重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含みます。）に実施します。

**５　一般監査の周期**

　　1年に１回

**６　評価基準**

　(1) 文書指摘

　　　法令・通知違反がある場合，前回の指導監査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い，概ね６０日以内の期限を付して改善報告を求めます。また，提出された改善報告では改善が認められないと判断される場合は，改善が図られるまで継続して指導を行います。

　(2) 口頭指摘

　　　軽微な法令・通知違反がある場合，改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知違反がある場合に行います。口頭指摘であることを明示した上で文書による通知を行い，改善状況を次回の指導監査等で確認します。

　(3) 助言

　　　法令・通知違反ではありませんが，社会福祉施設の運営の向上に資すると考えられる事項がある場合に行います。指導監査のヒアリング等の中で助言します。

**７　重点指導事項**

　(1) 社会福祉施設の共通重点指導事項

　　ア 適正な施設運営の確保

　　　・諸規程の整備

　　　　諸規程が整備され，それに基づいた取扱いがなされているか確認します。

　　　・職員の人事管理

　　　　職員の給与（時間外勤務手当等の手当を含む。）が，就業規則，給与規程等に基づいて適正に支給されているか，給与台帳や出勤簿が備えられているか確認します。また，給与の官民格差を改善するための補助金が適正に活用されているか，職員の採用・退職・昇給・昇格等が労働基準法等関係法令，就業規則，給与規程等に基づいて公平・公正に行われているとともに，職員の資質の向上を目的とした研修の機会が確保されているかも確認します。

　　　・職員の要件

　　　　職員配置基準に基づく人員が確保されているか確認します。

　　　・防災対策の取組み

　　　　自力で避難することができない利用者に主眼を置き，日頃の防災体制の確立，有効な避難訓練の実施，地域住民，消防機関等との連携協力体制の確保等，各種の災害に備えた防災対策に万全を期しているか確認します。

　　　　特に，日頃からの地震発生時を想定した対策や，施設の立地条件等を勘案した水害等に対しても十分な対策が講じられているか，さらに地域の防災拠点として，また災害救助法に基づく福祉避難所として緊急避難的措置としての要援護者の受入体制の整備に努めているか確認します。

　　　・事故の未然防止及び発生時の対応

　　　　事故を未然に防止するため，普段から利用者の行動を十分把握し，ヒヤリハット事例の収集・分析に積極的に取り組んでいるか確認します。

　　　　また，事故発生時の対応方法をあらかじめ定め，必要に応じて事故原因を解明し，再発防止策をとっているかも確認します。

　　イ 適切な入所者等処遇の確保

　　 ・感染症の予防対策等

　　　　ノロウイルス，インフルエンザ，レジオネラ症等の感染症や食中毒に対し，日頃から適切な予防対策を講じているか確認します。

　　 ・苦情処理体制の整備

　　　　利用者に苦情処理体制を周知をしているか確認します。利用者やその家族等からの苦情・相談に誠意を持って対応するとともに，第三者評価や外部監査を積極的に活用し，客観的な評価に基づいて，良質かつ安全・安心な福祉サービスを提供しているか確認します。

　　 ・健康管理・衛生管理の徹底

　　　　利用者の定期的な健康診断，衛生管理が適切に講じられているか確認します。

　(2) 新規設置施設に対する重点指導事項

　　　新規設置施設については重点的に指導監査を行い，法人や施設の安定的な運営とともに，利用者へのサービスの向上を図っていきます。

　(3) 個別重点指導事項

　　　各種必要書類の整備

**８　一般監査の実施状況**

　　令和５年度は，所管する１施設に対して，施設運営及び在所者処遇について実地監査を実施しました。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設の種別 | 対象数 | 計画数 | 実施数 | 差引 |
| 社会事業授産施設 | 1（1） | 1（1） | 1（1） | 0（0） |

※　対象数，計画数は令和５年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

**９　施設運営に係る指摘状況**

　(1) 件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | 施設数 | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 文書指摘 | 0（0） | 0（0） | 1（1） | 1（1） |
| 口頭指摘 | 2（0） | 1（0） | 0（1） | 1（1） |
| 計 | 2（0） |  |  |  |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

　(2) 内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点指導事項 | | 主な指摘内容 |
| 項目 | 件数 |
| 諸規定の整備 | 1 | ・就業規則における定年の規定を現状に合わせて改正すること。 |
| 職員の人事管理 | 0 |  |
| 職員の要件 | 0 |  |
| 防災対策の取組み | 0 |  |
| 事故の未然防止及び発生時の対応 | 0 |  |
| 各種必要書類の整備 | 0 |  |
| 重点指導事項計 | 1 |  |
| その他  　※　重点指導事項以外で主なものを記載しています | 1 | ・ハラスメントを防止するための方針を明確化し，その方針について，職員に周知すること。 |
| 合計 | 2 |  |

※　下線のものは，文書指摘

**１０　在所者処遇に係る指摘状況**

　(1) 件数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | 施設数 | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 文書指摘 | 0（0） | 0（0） | １（1） | 1（1） |
| 口頭指摘 | 0（0） | 0（0） | １（1） | 1（1） |
| 計 | 0（0） |  |  |  |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの

　(2) 内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 重点指導事項 | | 主な指摘内容 |
| 項目 | 件数 |
| 感染症の予防対策等 | 0 |  |
| 苦情処理体制の整備 | 0 |  |
| 健康管理・衛生管理の徹底 | 0 |  |
| 重点指導事項計 | 0 |  |
| その他  　※　重点指導事項以外で主なものを記載しています | 0 |  |
| 合計 | 0 |  |

※　下線のものは，文書指摘

**１１　施設運営及び在所者処遇に係る指摘の合計数**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準 | 件数 | 施設数 | | |
| 指摘有り | 指摘無し | 計 |
| 文書指摘 | 0（0） | 0（0） | 1（1） | 1（1） |
| 口頭指摘 | 2（0） | 1（0） | 0（1） | 1（1） |
| 計 | 2（0） |  |  |  |

※　（　）内の数値は，令和４年度のもの